

議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和4年度第9回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第8番町田委員さん、第9番 川口委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日の日程行事について報告いたします。12月21日22日生産緑地追加指定の現地調査を市内の農地で行いました。加藤会長、川口部会長にご参加いただきました。12月22日農地流動化・利用集積計画現地研究会、青梅市、瑞穂町、八王子市というところで、青梅市は今井2丁目の さんの農場に、あと瑞穂の農場と八王子の農場に加藤会長、小峰職務代理と他11名の方に参加していただきました。諸報告は以上になります。

議長

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」8件を上程いたします。

なお、整理番号1番は石川委員さんに関係するものでございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、石川委員さんには退席いただきます。

委員

それでは、整理番号1番について、担当の私から説明いたします。

12月14日 申請人の息子と事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

委員

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここは一団の田んぼでして今年も稲刈りを収穫していました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の委託苗木の畑で、今はハナミズキやヤマボウシがありました。トラクターもかけて整備されていました。

地番、地目畑、面積

ここは東京都委託のホムラ、サツキが植えられていました。他のところは自家用野菜、ハウレンソウ、大根、ネギ、ブロッコリー、白菜などが植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここはビニールハウスと来春に植えるための畑でトラクターで耕耘されておりました。

地番、地目田、面積

ここは今年耕作されていなかったのですが、今後畑になる予定ですので何を植えたらいいかと考えていました。トラクターをかけてきれいにされておりました。

地番、地目畑、面積

ここも委託苗木などが植えてありました。残りはキャベツがたくさん植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここはブルーベリーが植えてあり今年ブルーベリーがたくさん出たと言っていました。しっかりと管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件は原案のとおり証明することに決定いたしました。整理番号1番の審議が終了しましたので、石川委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

それでは整理番号2番について、石川委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号5番 石川です。

それでは整理番号2番について説明いたします。

12月14日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅の畑でタマネギが植えてありました。収穫後でサトイモ、タケノコイモ、サツマイモを作られていたと話を聞いています。

今井の畑ですが、こちらは東京都委託苗木が作られていて、サツキが2,008本ほど植えられていました。空いているところがありましたが耕耘されておりました。2筆ともきちんと管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の鈴木です。

整理番号3番について説明いたします。

12月14日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この2つはアパートを挟んで自宅の南側にある一体化した畑です。ここにはホウレンソウ、白菜、ブロッコリー、サトイモが栽培されていました。周辺には植木が植栽され、きれいに管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号4番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番の川鍋です。

整理番号4番について説明いたします。

12月14日 本人立会いの下、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

委員

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

今寺地番は一団の畑で、お茶が植えてありました。

木野下地番は一団で、地目が田になっていますが現状畑で、地番の方にはお茶、地番にはイチジクが植えてありました。きれいに管理されておりました。

地番は一団の畑になっていてお茶が植えてありきれいに管理されておりました。大門地番は一団の畑です。この中で地番は地目が田になっていますが現況は畑として使用しています。お茶がメインで作ってありまして、田んぼだった場所はお茶の木を植えたところですが、生育状況が非常によくなく、イチジクを田んぼがあった場所に植えても生育がいいと聞かれたようで提供されたイチジクが植えてあります。ネギも植えてありました。

地番は一団の畑で自宅前の畑です。一部はお茶が植えてありました。

地番は一団の畑で自宅前の畑です。一部にお茶が植えてあり、あとは大根、ネギ、白菜、タマネギが植えてありました。全体的にきれいに管理されていて問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号5番について、鈴木清委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号13番 鈴木です。

12月15日 事務局2名と現地調査を行いました。

整理番号5番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

委員

この2筆は小澤酒造の北側の傾斜地になっていまして果樹園になっています。地番は栗、地番は梅が植えられていました。栗林はたい肥にするそうです。梅は幼木でしたがきれいになっていて問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号6番について、福島委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 福島です。

整理番号6番について説明します。

12月15日 日本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

二俣尾地番は一団の畑で、メインにシイタケ、ナメコを栽培しています。ほかに栗等が植えてありました。

地番は自宅前の道路の南側、一団の畑で、ミカン、ウメ、お茶、空いている部分は耕耘済みで、共に管理は良好でした。

議長

整理番号7番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番 久保田です。

整理番号7番について説明いたします。

12月15日 本人立会いの下、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

吉野街道の北側に面しておりまして、この3筆は一団の畑となっています。ここにはヤーコン、キャベツ、ゴボウ、ネギ、大根、エンドウが栽培されています。また果樹としてはアンズ、柿、ブルーベリーが栽培されています。全体として管理が行き届いていると思います。

議長

整理番号8番について、担当の私から説明いたします。

整理番号8番について説明いたします。

12月16日、申請人と息子夫婦と事務局で調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは自宅の前と横の畑で、柿、キウイ、ブルーベリー、ミカン等が、地番にはネギ、ハウレンソウ、タマネギ等が植えられていました。

地番、地目畑、500 m²

ここはタマネギ、ネギ、大根等が植えてありましたが、これからは果樹、ミカンを植えると言っていました。

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここはゆくゆくは畑になるということで、すでに土が入っていました。雨が降るともともとが田んぼだったのでグジャグジャになってしまう所でした。今年トウモロコシ等を作っていたのですが、シカが来て食べたりするところです。

地番、地目畑、面積

ここには昨年ミカンの木を植えていました。

委員

地番、地目畑、面積

ここにもミカンの木を植えていました。

地番、地目畑、面積

ここにもミカンの木が植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここにもミカンの木が植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここにもミカンの木が植えてありました。ゆくゆくは息子が頑張っ
てやっていくのでミカン農家になるのかなと言っていました。

草等も管理はきちんとされていました。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑
ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農
業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明につ
いて」残り7件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者につい
ての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者につ
いての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御
覧ください。

事務局

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和4年11月3日に亡くなられたため、相続人である さん以下5名が生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、12月14日に鈴木信義委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木信義委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 鈴木です。

整理番号1番について説明いたします。

12月14日に事務局2名と現地調査を行いました。

地番は小林公園の西側にある畑です。ここにはサトイモ、サツマイモが栽培されておりました。地番はバリュー新町店の西側にある畑です。ここには植木類が植栽されておりました。地番はバースデー青梅店の東側にある畑です。ここには植木類が植栽されておりました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

議長

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を御説明申し上げます。議案第3号を御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さん以下4名から譲受人の さんへの所有権の移転でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

事務局

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件について30アールを超えておりますので適用いたしません。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、果樹栽培の計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、12月15日に八木委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、現地調査を行った八木委員さんが本日欠席ですが、事務局からの補足説明は何かございますか。

事務局

譲受人はもともと隣地に2筆農地を所有していて、今回の4筆も効率的に営農したいとのことでした。ただ、今回の4筆はもともと植木があったところで、石が非常に多いことから、果樹(ぶどう、桃等)といえどまずは土造りに1年はかかるかもしれないとの説明がありました。西側から重機が搬入可能なため、土づくりや今後の営農に支障がないと考えられるとのことでした。以上です。

議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。

本件は所有権移転を伴う農地転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第4号 別紙1》の制度概要を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第2種農地にあたります。そのため、立地基準として、第3種農地など他の土地では転用が難しいこと、一般基準として、転用に確実性があることや周辺農地に支障が出ないことが求められます。

事務局

次に、《議案第4号 別紙2》の意見書(案)を御覧ください。

詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、「農地転用に関する許可基準からみた意見」について、裏面を御覧ください。検討事項としては12項目設けられています。

はじめに、「1 農地の区分と転用目的」について、申請農地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由とありますが、こちらは《議案第4号 別紙3》の理由書を御覧ください。現在、譲受人は河辺町のアパートに居住しておりますが、コロナにより収入が安定しないことから、住居を安定させ、自己所有の住宅を建築することで、今後の生活の安定化を図りたいとの思いで本案件の住宅建築の決断をいたしました。建築地の選定の理由としましては、高齢となった母親の補助を本家の兄夫婦だけでは今後難しくなることから、本家と隣接する該当地への建築を決めました。以上の理由および、転用の目的が農家の分家住宅の建築のため、該当地以外で、代替性はないと認められると考えます。

次に、「2 資力及び信用」について、《議案第4号 別紙4》のローンの御案内および資金計画を御覧ください。融資金額合計3056万円に対し、建築費総合計30,560,834円のため資金計画は適当と考えます。

次に、「3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」については、妨げとなる権利を持つ者はいないため、該当いたしません。

次に、「4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、先ほど確認した《議案第4号 別紙5》の土地利用計画図により、確実であると考えます。

次に、「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」について《議案4別紙6》の通り都市計画法29条の規定による開発許可の見込みを得ておりますので、適当と考えます。

次に「6 農地以外の土地の利用見込み」については、該当いたしません。

次に、「7 計画面積の妥当性」については、先ほど確認した《議案4 別紙5》の計画図のとおりです。なお事務局および東京都による現地調査においても、計画図の数値と相違ないことを確認しております。以上により、計画面積については、適当であると考えます。

次に、「8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性」については、該当いたしません。

事務局

次に「9 周辺の農地等に係る営農状況への支障の有無」についてですが、隣接する農地は全て譲渡人の所有で、今後も営農を継続する予定のため支障はないと考えます。

次に、「10 農地の利用の集積への支障の有無」については、申請地は貸借権の設定など農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用集積計画は作成されていないこと、農業振興地域整備計画において農用地区域への編入予定がないことから、支障はないと考えます。

最後に、「11 一時転用である場合にはその妥当性」および「12 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」につきましては該当いたしません。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

なお、現地調査でございますが、12月15日に高山委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 高山です。

整理番号1番について説明いたします。

12月15日 事務局と現地調査を行いました。

敷地の東西両側には実家と隣地の建物があります。北側は片側一車線の道路です。南側は実家の畑、南斜面への畑に通じているところです。特に農業上の支障はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農業委員会による非農地証明について」2件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。今年度より、宅地以外の非農地証明については、原則東京都への事前協議が省略できることとなり、農業委員会の判断で非農地の判断を行うことができるようになりました。

はじめに議案第5号整理番号1番をご説明いたします。

(願出者・地番・面積を読み上げる)

当該地の筆について、12月14日に地区担当委員の川鍋委員と現地調査を行いました。場所については《補足資料議案第5号整理番号1-1および1-2》を御覧ください。こちらは航空写真に公図をあてはめ、今回願出のあった地番に印をつけたものでございます。場所は青梅東部病院、青梅新興の東側、厚沢通りの北側になります。この航空写真のとおり、当該地が山林の様相を呈していることが確認できます。

事務局

このことから、非農地証明の判断基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は川鍋委員と行き、非農地証明に相当であると確認いただいております。また加藤会長、土地部会長には現地の状況について説明済みです。

続きまして整理番号2番をご説明いたします。《議案第5号 整理番号2 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

まず整理番号1番ですが（願出者・地番・面積を読み上げる）

当該地の筆について、12月14日に地区担当委員の川鍋委員と現地調査を行いました。《議案第5号整理番号1別紙2》を御覧ください。一枚目の右下の竹やぶ部分が当該地となっております。また、一枚おめくりいただいた写真が近影写真となっております。《議案第5号 別紙3》が写真撮影方向図となっております。御覧の通り該当地は竹が繁茂しており、山林の様相を呈していることから「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えております。

なお、地区担当委員の川鍋委員とともに、加藤会長土地部会長には現地状況について、非農地であることを説明しております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

12月14日 事務局と現地調査を行いました。

整理番号1番ですが、地番の畑については、おねの上の方にあるのですが、そこまで行く道も竹で、畑にする状況ではないと思われまして。

委員

整理番号2番ですが、自宅脇の畑なのですが、別紙を見ていただけるとわかるのですが、下地が多く出ているのがコンクリートの構造物です。以前コンクリート屋さんへ貸してあった土地で、その人が退去したあとそのままコンクリートが残っているということです。この竹藪の奥に川が流れていて、その川の横が竹林状態にして、その次の写真、竹の中にがれきが入っているので、こちらも農地に戻すというのは非常に難しいのではないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第5号「農業委員会による非農地証明について」2件は原案のとおり

議長

り承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「土地区画整理法第136条（土地区画整理事業と農地等の関係の調整）における意見について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第6号「土地区画整理法第136条（土地区画整理事業と農地等の関係の調整）における意見について」御説明申し上げます。

事務局

本案につきましては、青梅インターチェンジ北側における組合施行による土地区画整理事業の実施に当たり、土地区画整理事業と農地等の関係を調整するため、土地区画整理法第136条の規定にもとづき今井土地区画整理組合設立準備会より意見を求められましたので、提案させていただきます。

概要につきましては、土地区画整理事業による農業用給水施設の変更に伴う意見聴取、となっております。

それでは内容について御説明いたします。別紙1「位置図」をご覧ください。

地区名は「青梅市今井地区」。

施行者は「今井土地区画整理組合」。

施行面積は「約49.4ha」。

施行期間は「令和5年度から令和11年度」
となっております。

次に、別紙1「市街化予想図」をご覧ください。

区域中央「現在の位置」と記載されている場所に、今井農業用水道組合が利用している農業用給水施設がございます。こちらは事業により取り壊され、新たに区域北側「給水施設予定位置」と記載されている場所に整備される予定となっております。

内容の説明は以上となります。

今回の意見聴取は、土地区画整理法第136条における「用排水施設の変更」に該当するため、当委員会へ意見を求められているものです。

区域内の給水施設につきましては、事業後は区域北側に整備され、また工事期間中は、施工業者より仮設の給水設備の提供があるとのことですので、水道の利用に支障はないと思われれます。

また、本件については、利用者である今井農業用水道組合の役員総会です承済みです。

つきましては、本件に対する回答の事務局案として、別紙2のとおり、「事業実施にあたっては、今井農業用水道組合の意向を踏まえ農業用の給水施設を適切に配置するようお願いいたします。」

という意見を付す形で、事務局案をご提示しております。

事務局

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第6号「土地区画整理法第136条（土地区画整理事業と農地等の関係の調整）における意見について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第7号「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」1件を上程いたします。なお、なお、本議案は石川委員さん、梅田委員さん、町田委員さんに関係するものでございますので、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、石川委員さん、梅田委員さん、町田委員さんには退席いただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第7号「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」御説明申し上げます。

本案につきましては、青梅市農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備計画に関する法律施行規則第3条の2の規定にもとづき、市長より意見を求められましたので、提案させていただきます。

概要につきましては、青梅インターチェンジ北側の市街化区域編入および組合施行による土地区画整理事業の実施に伴い、農用地区域の一部除外を含む青梅市農業振

事務局

興地域整備計画の変更を行う、となっております。

それでは変更の内容について御説明いたします。別紙2「青梅市農業振興地域整備計画の変更理由書」をご覧ください。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定にもとづき、青梅市農業振興地域整備計画を変更するものです。

「1 農業振興地域整備計画書の農用地利用計画のうち農用地区域の土地」をご覧ください。

(1) 用途区分「農地」の合計は、今回の変更により、約121.3haとなります。

(2) 農用地区域の土地の表示、につきましては、別紙3「付図」をご覧ください。

次に、「2 農用地区域の除外」をご覧ください。

(1) 用途区分「農地」から除外する農地の合計は、約41.4haとなります。こちらは、青梅インターチェンジ北側における物流拠点整備に伴う除外です。

(2) 農用地区域から除外する土地の表示は、別紙4「農用地区域除外整理表(案)」のとおりです。

次に、「3 変更の理由」をご覧ください。

変更の理由は資料のとおりです。

計画の詳細につきましては、別紙5「青梅市農業振興地域整備計画書(案)」をご参照ください。

変更の内容の説明は以上となります。

今回の変更により農用地区域から除外される農地につきまして、12月16日に地区担当委員の森谷委員さんを含め各委員の皆様と現地調査を行い、隣接農地等への配慮がなされる予定である点を確認してまいりました。

また、市や事業者において営農継続を希望される農業者に対しては代替農地の

事務局

あっせんなど適切な支援がなされていることや、市においてより一層農地の流動化や担い手支援等により市域全体の農業振興に取り組む方針である、ということも確認しております。

さらに、今回の変更につきましては、青梅市総合長期計画や都市計画マスタープランの土地利用方針にもとづく物流拠点整備に向けた事業に伴う農用地区域の除外であり、事業主体である今井土地区画整理組合設立準備会を構成する地権者約200名の大半が賛成しているものです。

以上を踏まえ、今回の変更はやむを得ないものと考えており、東京都からも12月8日付で同様の回答を得ております。

当委員会からの意見としましては、これまで委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、別紙6のとおり、

「市の農業振興に向けて、より一層関係機関と連携しながら農地の流動化や担い手支援等に取り組むとともに、必要に応じて地元農業者へ丁寧な説明を行っていただくようお願いいたします。」

という意見を付す形で、事務局案をご提示しております。

なお、当委員会を経た後、後日予定される青梅市農業振興地域整備促進協議会に付議される予定です。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 9 名]

議長

挙手9名により、可決されました。

よって、議案第7号「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第7号の審議が終了しましたので、石川委員さん、梅田委員さん、町田委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」は、8件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、7件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、8件で3ページに記載されたとおりです。

次に「農地転用受理の取消願について」は、1件で4ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。